



【写真：ウグイ・オイカワの群れ】

第1節 プランの目的と改定の必要性

(1) プランの目的

本市は、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部に広がる平野や清らかに流れる鬼怒川など、全国と同規模の都市と比較しても豊かな自然環境に恵まれており、私たちはこの豊かな自然環境からもたらされる多様な生きものがバランスよく関わりあう生態系から、暮らしを支える食料や水などの「生物多様性の恵み」を享受しています。

一方で、平成21、22年度に本市で実施した自然環境基礎調査の結果、本市の自然環境は前回の調査と比較して市域全体で大きな変化はみられないものの、近年の生活様式の多様化に伴う土地利用の変化や外来種の進入、気候変動などにより生きものの生息・生育環境に変化が生じ、生態系のバランスに影響を及ぼしていることが指摘されており、多様な生きもののつながりを守るためには、生物多様性を今後も保全していくことが重要となっています。

このようなことから、多様な生きもののバランスのよいつながりを守り、都市と自然が調和したまちづくりを進めるにあたり、「生物多様性の恵み」を持続的に享受するために、本市の環境特性を捉えた生物多様性保全の考え方を示し、さらなる取組を推進していく必要があります。

そこで、本市の特徴やまちづくりの方向性を踏まえ、生物多様性保全に向けて目指すべき将来像や基本方針を示し、市民、市民団体などの様々な主体との連携・協働により、生物多様性保全に関する意識の醸成を図るとともに、市域全体で総合的な生物多様性保全の取組を推進するために本プランを平成28（2016）年3月に策定しました。

(2) 改定の必要性

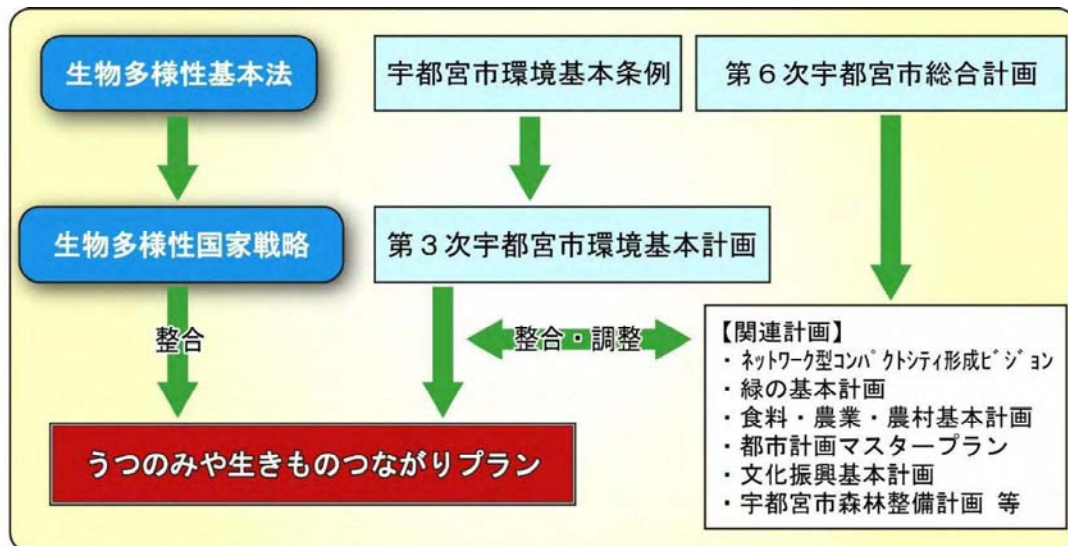
本市においては、プラン策定後、市民団体等と連携した自然ふれあい活動や人材育成講座など多様な取組により、総合的に各種施策事業を推進してきたところですが、プランの中間年次を迎えるにあたり、特定外来生物を含めた外来種の移入や、平均気温の上昇など、本市を取り巻く自然環境は年々変化していることから、これらの事象を的確に捉えるとともに、SDGsをはじめとする社会の潮流や本市のまちづくりの考え方を踏まえ、具体的かつ総合的に推進するためプランの改定を行いました。

第2節 プランの基本的事項

(1) プランの位置づけ

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づき策定し、「第6次宇都宮市総合計画」の基本施策「環境への負荷を低減する」を実現するための「宇都宮市環境基本計画」のうち、生物多様性の保全に関する取組を推進するための基本方針や施策を示すものです。

また、SDGsのゴール「15 陸の豊かさも守ろう」等の達成に貢献し、持続可能なまちづくりを目指すものです。



(2) プランの期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

ただし、本プランは、国家戦略や庁内関連計画、今後の自然環境基礎調査結果などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) プランの対象区域

本プランの対象地域は、宇都宮市全域とします。

